【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【事業年度】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当JーAdviserの名称】

【担当JーAdviserの代表者の役職氏名】 【担当JーAdviserの本店の所在の場所】 【担当JーAdviserの財務状況が公表され るウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

訂正発行者情報

2024年6月14日

第 18 期 (自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

株式会社エージェント

(Agent Inc.)

代表取締役 四宮 浩二

東京都渋谷区道玄坂 2-25-12 道玄坂通 5F

03-3780-3911

経営管理本部 執行役員 山下 雄也

株式会社日本M&Aセンター 代表取締役社長 竹内 直樹 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

https://www.nihon-ma.co.jp/ir/

03-5220-5454

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社エージェント

https://agent-network.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、JーAdviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJーAdviserを選任する必要があります。JーAdviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTO KYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1. 訂正発行者情報の提出理由

当社において、社員による不適切な取引の疑いおよび不正行為の疑いを認識したことを受け、2023 年 9 月 28 日、外部専門家による第三者委員会を設置して事実関係の調査等を進めてまいりました。第三者調査委員会の調査結果を経て、当社は 2023 年 12 月 26 日に調査報告書を受領し、売上の架空計上並びに経費の横領が行われていた事実が判明いたしました。

このため、当社が 2022 年4月 28 日に提出いたしました第 18 期(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)に係る発行者情報の一部を訂正する必要が生じましたので、訂正発行者情報を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表については、有限責任大有監査法人による監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2. 訂正事項

第一部【企業情報】

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標の推移】

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

2【生産、受注及び販売の状況】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第6【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

3. 訂正箇所

訂正箇所は_を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第 16 期	第 17 期	第 18 期
決算年月		自 2019 年2月1日 至 2020 年1月 31 日	自 2020 年2月1日 至 2021 年1月 31 日	自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日
売上高	(千円)	_	_	<u>4,957,762</u>
経常利益	(千円)	_	_	<u>219,797</u>
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)		-	143,696
包括利益	(千円)	-	-	<u>143,696</u>
純資産額	(千円)	-	_	<u>266,965</u>
総資産額	(千円)	-	-	<u>1,914,532</u>
1株当たり純資産額	(円)	-	_	53.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	10.45 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	_	_	28.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	_	_	-
自己資本比率	(%)	1	1	<u>13.9</u>
自己資本利益率	(%)	-	-	<u>53.8</u>
株価収益率	(倍)	-	_	<u>22.6</u>
配当性向	(%)	_	_	<u>36.4</u>
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)		-	409,173
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	_	△109,954
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	_	28,400
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	_	_	1,236,256
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	_ [-]	_ [-]	204 〔207.7〕

- (注) 1. 第 16 期及び第 17 期は、連結財務諸表を作成しておりませんので、主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。
 - 5. 第 18 期(2021 年2月1日から 2022 年1月 31 日まで)の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けております。

2【沿革】

41/0年】	
2004 年4月	東京都渋谷区において有限会社エージェント設立
2006 年1月	資本金を 300 万円から 1,000 万円に増資
2月	有限会社から株式会社へ組織変更
6月	大阪府大阪市に大阪オフィスを開設
7月	労働者派遣事業許可(派 13-301834)取得
2009 年1月	資本金を 1,000 万円から 5,000 万円に増資
7月	プライバシーマーク(10861881(03))使用許諾事業者の認定取得
2014 年4月	コーポレートロゴリニューアル
10 月	有料職業紹介事業許可(13-ユ-306731)取得
2015 年3月	東京都渋谷区内で本社移転
2016 年2月	愛知県名古屋市に名古屋オフィス開設
8月	大阪府大阪市内で大阪オフィス移転
2017年1月	福岡県福岡市に福岡オフィス開設
2018 年6月	広島県広島市に広島オフィス開設
2019 年1月	宮城県仙台市に仙台オフィス開設
2019 年 12 月	北海道札幌市に札幌サテライト・オフィス開設
2020 年4月	東京都渋谷区内でオフィス増設
	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2021 年2月	会社分割により anyenv 株式会社を設立

3【事業の内容】

当社グループでは、持続可能な社会に向けた企業への社会要請を踏まえ、社会の「困った」を事業で解決するという創業からの想いに立ち返り、「各事業の社会的意義や価値の再定義」、「新たに課題解決事業を生み出すことを目的としたスタートアップ事業領域の設置」、「企業理念を構成するパーパス、ミッション、ヴィジョン、バリューの再設計」を行いました。今後は、【次代を創る】というパーパスのもと、【社会の「困った」を解決する】をミッションに、【みんなが笑顔になれる社会】というヴィジョン実現に向け、経営理念の【笑顔を創る/All-Smile】、事業理念の【志事を創る/Special-One】、組織理念の【同志を創る/Agent-Network】の3つをバリューとして、専門人材と先端技術を掛け合わせたビジネスデザインを行い、社会課題解決を行う事業グループ群を目指して参ります。

なお、当社グループの報告セグメントは、「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」があり、「総合人材サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループの総合人材サービス事業は事業領域が4つに分かれており、社会の「デジタル化」課題を解決するプロダクション事業領域、社会の「キャリア形成」課題を解決するキャリア事業領域、社会の「働き方改革」課題を解決するパートナー事業領域、社会の「産業創出」課題を解決するスタートアップ事業領域から構成されております。当社グループは、社会の「困った」を事業で解決する活動を通じ、多くの問題解決人材を生み出すソーシャルベンチャーとして、日本が掲げる人づくり革命の一端も担ってまいります。

プロダクション事業領域では、社会の「デジタル化」課題を解決するために、企業、地方公共団体、個人向けに、ICT 化推進をサポートするプロジェクト実行支援、ICT 人材の派遣、デジタルトレーニング、IOT 機器やツールの提案・運用保守、DX を実現するシステム開発からコンサルティングまで、多様なソリューションを提供しております。

キャリア事業領域では、社会の「キャリア形成」課題を解決するために、個人向けに、就職・副業を支援するロコミ・情報メディアの運営、IT スキル習得を支援するオンラインプログラミングスクールの運営、日本人エンジニアや外国人エンジニアの転職支援、新入社員のオンボーディング支援まで、多様なソリューションを提供しております。

パートナー事業領域では、社会の「働き方改革」課題を解決するために、企業向けに、フリーランスや個人事業主をネットワークして、テレアポ営業代行や問合せフォーム営業代行、オンライン接客代行などのインサイドセールスや、販売代行、アフィリエイト代行といったマーケティングを依頼できる多様なソリューションを提供しております。

スタートアップ事業領域では、社会の「産業創出」課題を解決するために、大手企業やスタートアップ、起業家向けに、社会課題の解決を目的とする新規事業やサービスの開発を支援するソーシャルスタートアップスタジオの運営、既存事業やサービスの成長を資金面と事業面から支援する投資育成まで、多様なソリューションを提供しております。

ソフトウェアの受託・開発事業領域では、社会の「IT 技術者不足」課題を解決するために、企業向けにシステムやソフトウェアの開発の要件定義から、本開発、開発後の運用全般までをワンストップで開発受託しており、当該領域での主要な開発案件は、インターネット上で展開される WEB サービスやアプリケーションの開発となっております。

[事業系統図]



事業区分	事業内容
プロダクション事業領域	社会の「デジタル化」課題を解決するために、企業、地方公共団体、個人向けに、ICT 化
	推進をサポートするプロジェクト実行支援、ICT 人材の派遣、デジタルトレーニング、IOT
	機器やツールの提案・運用保守、DXを実現するシステム開発からコンサルティングま
	で、多様なソリューションを提供しております。
キャリア事業領域	社会の「キャリア形成」課題を解決するために、個人向けに、就職・副業を支援するロコ
	ミ・情報メディアの運営、IT スキル習得を支援するオンラインプログラミングスクールの
	運営、日本人エンジニアや外国人エンジニアの転職支援、新入社員のオンボーディング
	支援まで、多様なソリューションを提供しております。
パートナー事業領域	社会の「働き方改革」課題を解決するために、企業向けに、フリーランスや個人事業主を
	ネットワークして、テレアポ営業代行や問合せフォーム営業代行、オンライン接客代行な
	どのインサイドセールスや、販売代行、アフィリエイト代行といったマーケティングを依頼
	できる多様なソリューションを提供しております。
スタートアップ事業領域	社会の「産業創出」課題を解決するために、大手企業やスタートアップ、起業家向けに、
	社会課題の解決を目的とする新規事業やサービスの開発を支援するソーシャルスタート
	アップスタジオの運営、既存事業やサービスの成長を資金面と事業面から支援する投
	資育成まで、多様なソリューションを提供しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有割 合(%))	関係内容
(連結子会社) anyenv 株式会社 (注)1. 2. 3	東京都 渋谷区	5	ソフトウェアの 受託・開発	100.0	ソフトウェア開発の委託、 資金借入に係る保証。 役員の兼任あり。

- (注)1. 特定子会社であります。
 - 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。
 - 3. 新規設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022 年1月 31 日現在

事業部門	従業員数 (名)
総合人材サービス事業	184
その他	20
合計	204(207.7)

- (注)1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を()外数で記載しております。
 - 2. 当社グループの報告セグメントは、「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」があり、「総合人材サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2022年1月31日現在

従業員数	平均年齢 (歳)	平均勤続年数	平均年間給与
(名)		(年)	(千円)
204(207.7)	30.3	3.0	3,912

- (注)1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を()外数で記載しております。
 - 2. 主に総合人材サービス事業の業務拡大に伴い、平均雇用人員が前事業年度末(113.7名)と比べて増加しております。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 4. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第 18 期連結会計年度(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

当社は、2021年2月1日付で anyenv 株式会社を会社分割により連結子会社としました。これに伴い、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。なお、当社グループの報告セグメントは、「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」がありますが、「総合人材サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府による緊急事態宣言や新型コロナまん延防止等重点措置が継続的に発令される等、社会経済活動が大きく制限され、個人消費や企業の設備投資に及ぼす影響は今後も長期化することが懸念されています。当社が属する人材サービス業界におきましては、2021 年 12 月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.16 倍、完全失業率(季節調整値)は 2.7%となり、緊急事態宣言の解除に伴う事業再開に伴い人材需要は徐々に回復傾向にて推移しました。

このような市場環境のもと、当社は「次代を創る」というパーパスのもと、運営するデジタルシフト支援・人材不足・雇用創出等の総合人材サービス事業の社会的意義や責任を改めて再確認すると共に、事業活動の拡大を通じて社会課題の解決ひいては持続可能な社会の実現に注力して参りました。主力となるプロダクション事業領域では、自治体や教育機関に向けたICT支援サービスが好調に推移したことに加え、一般消費者や中小企業向けデジタルシフトを支援する新規プロジェクトの受注が増加いたしました。またキャリア事業領域では未経験IT人材の転職支援実績が伸長し、パートナー事業領域においては在宅ワーカーを活用したリモートセールスサービスが堅調に推移しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は<u>4,957,762</u>千円、営業利益<u>205,005</u>千円となり、経常利益は<u>219,797</u>千円、親会社株主に帰属する当期純利益は143,696 千円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

第 18 期連結会計年度(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は、1,236,256 千円となりました。また、各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、409.173 千円の収入となりました。

これは、主に税金等調整前当期純利益<u>219,797</u>千円、減価償却費 19,235 千円を計上し、仕入債務が 121,007 千円増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、109.954 千円の支出となりました。

これは、主に無形固定資産取得による支出 71,007 千円、有形固定資産取得による支出 5,277 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 28,400 千円の収入となりました。

これは、主に短期借入金の純増減額 39,167 千円、長期借入れによる収入 150,000 千円、長期借入金の返済による支出 158,161 千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績及び受注実績

当社は一部において受注生産を行っておりますが、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)販売実績

当社の総合人材サービス事業の当連結会計年度における販売実績を事業領域別に示すと、次のとおりであります。

名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
プロダクション事業	4,561,406	_
キャリア事業	32,292	_
パートナー事業	190,778	_
総合人材サービス事業	4,784,477	_
その他	173,285	_
合計	<u>4,957,762</u>	_

- (注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。
 - 3. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の、総販売実績に対する割合は次のとおりです。

	第 18 期連結会計年度			
相手先	(自 2021	年2月1日		
	至 2022 年1月 31 日)			
	金額(千円)	割合(%)		
大日本印刷株式会社	1,132,592	22.8		
グーグル合同会社	663,254	<u>13.4</u>		
株式会社博報堂	607,152	<u>12.3</u>		

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません

3【対処すべき課題】

(1)経営方針

当社グループは、「次代を創る」というパーパスのもと、様々な領域の社会課題を解決する事業を、専門人材と先端技術を掛け合わせたビジネスデザインを通じて取り組んでおります。この取り組みを持続可能な活動とするために、経営理念「All-Smile」で定義する、メンバー、パートナー、顧客、社会、そして次世代の5つのステークホルダー(利害関係者)の「笑顔」を、事業を通じて創り上げていくことを経営方針としております。

(2)対処すべき課題

当社グループは、創業 20 期の節目となる 2024 年1月期までの中期経営計画「Activate Career ~活人の仕組化~」を策定いたしました。昨今の日本の労働市場は、労働力・生産性課題を背景として、年齢、性別、国籍等を問わず多様性を受け入れて活かしていくダイバーシティインクルージョンへの取り組みが強化され、時短勤務やリモートワーク、副業やフリーランスなど働き方の多様化、働き方改革関連法案で定められた同一労働同一賃金などによるジョブ型雇用の広がりなど、大きな変化が生まれております。当社グループはこのような変化を後押しする多様な個人が主体的に能力を発揮するために必要な事業を確立し、ソーシャルベンチャーとしてのブランド構築を目指すと共に、本中期経営計画の推進により、日本の人づくり革命の一端を担い、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を図ってまいります。

なお、本中期経営計画においては、次の3点を重点課題と位置づけております。

① 人材を活かす仕組の構築

当社グループに所属する多様な人材の能力やスキル、実績や経験を可視化してブランディングするプラットフォーム開発を推進し、個人が主体的に能力を発揮し、キャリアを最大限活かすことが可能な事業体制を構築することで、事業における生産性と競争優勢を向上させてまいります。

② 事業を創出する仕組の構築

本中期経営計画の4年間を通じて、多様な個人が主体的に能力を発揮するために必要な事業開発への継続的な投資を行うことで、日本の労働市場の課題解決に向き合い続け、当社における問題解決事業を生み出す文化・仕組みの構築に取り組んでまいります。

③ 人材を開発する仕組の構築

問題解決事業を生み出す上で必要となるリーダー人材やプロフェッショナル人材に関する定義を設けて、その育成に向けた人事制度を整備し、キャリア形成を支援する教育研修等へ積極的な投資を行うことで、そうした人材を多数創出してまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業活動に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下の通りです。ただし、これらは当社に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載された以外の予見しがたいリスクも存在します。当社の事業、業績及び財政状態は、かかるリスク要因のいずれによっても著しい悪影響を受ける可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1)新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)拡大により、アウトソーシングサービスや人材派遣サービスにおいて稼働率が低下し、当社業績に影響が出ております。本感染症への対応のため、当社では対策委員会を設置し、社員の健康と安全の確保、全国の拠点での感染防止対策の徹底をすると共に、在宅勤務環境を整備する等のウィズコロナを前提とした事業運営体制の構築に取り組んでおります。

本感染症の影響については、2020年5月をピークに以降は回復基調にありますが、本感染症については不確実性が高い事象であるため、今後の本感染症の流行状況によっては、当社の業績への影響が長期化する可能性があります。

(2)特定の業務分野への依存について

当社事業は、全売上に対するプロダクション事業領域の売上が売上構成比の大部分を占めております。そのため、サービス提供に当たっては、最新の業界動向を踏まえた適切なサービスを提供するべく、従業員への指導・管理を徹底しておりますが、急激な業界動向の変化があった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社では、当該事業へ過度に依存することがないよう、キャリア事業やその他の事業の展開にも注力してまいります。

(3)人材の確保について

当社の事業における重要な要素の一つは人材の確保・定着であります。現在、優秀な人材の確保・定着のため、就業環境の整備・向上や社内のコミュニケーションを円滑化するためのツールの導入等の各種施策を実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などによりクライアントニーズに適合した人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4)事業の許認可・法的規制について

当社は、厚生労働大臣の許可を受け、一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行っております。一般労働者派遣事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下、「労働者派遣法」と記載します。)において派遣元事業主が欠格事由に該当したり、法令違反に該当した場合には、事業許可の取り消しもしくは業務停止を命じられる旨が規定されております。また、有料職業紹介事業についても職業安定法に基づき、同様に処分がなされる旨が規定されております。

許認可登録名	番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業許可	派 13-301834	2025 年6月 30 日	労働者派遣法第 14 条
有料職業紹介事業許可	13-ユ-306731	2023 年9月 30 日	職業安定法第32条の9

また、人材派遣事業に適用される労働基準法、労働者派遣法、職業安定法、その他関連法令は、労働市場を取り巻く社会情勢の変化に応じて改正等が行われる可能性があります。

当社は、社員教育やモニタリングにより、法令遵守に努めると共に、法改正等に関する情報収集、対応を随時実施しておりますが、当社もしくは従業員による重大な法令違反が発生し、事業許可の取り消しや業務停止が命じられた場合や法改正等へ対応するための多額の投資が必要となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5)競合について

当社の事業領域については、既に上場している会社を含めて競合会社が多数存在しております。当社は、自社雇用を中心に、 多様な人材の受け入れとその育成を通じて、クライアントの幅広いニーズに応えられる体制を強みとし、競合会社との差別化を図ってまいりますが、競争がさらに激化した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6)景気変動や社会情勢の変化について

人材サービス業界は、景気の変動や社会情勢、規制緩和、法律の改正などの動きに影響を受けやすい業界であります。当社の事業領域においては慢性的な人材不足が続いており、今後も人材の需要は増加するものと見込んでおりますが、景気動向等により当社に対する人材派遣や人材紹介の需要が減少する可能性があります。また、法改正により社会保険制度の見直し等があった場合には、当社の費用の多くを占める人件費が増加し、利益を圧迫する要因となります。このように人材サービス業界で事業を行っていることにより、景気変動や法改正等の様々な外的要因が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7)個人情報の管理について

当社の事業においては、スタッフ情報や求職者情報などの個人情報を扱う機会が多く、その取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、十分な管理体制を構築するよう取り組んでおります。その対応としてプライバシーマークを取得するとともに、入社時の研修、及び継続的な研修を行っております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する社会的信用の失墜による売上の減少や、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8)海外事業の展開について

当社の事業においては、海外展開を今後の中長期的な成長の機会として位置付け、積極的に投資を行っております。具体的にはアジア諸国において現地企業と提携し、日本企業への外国人の紹介を進めており、その中でもインドを海外展開における重要な国の一つと位置づけ、事業拠点を設置しております。

海外事業の展開においては、国際政治に関わるリスクや地域特性、為替によるリスク等の多岐にわたるリスクがあり、このようなリスクに適切な対応が行えない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9)内部管理体制について

当社の内部管理体制は、第5【発行者の状況】6【コーポレート・ガバナンスの状況等】に記載の通り、現在の規模に合わせて、適切に整備しております。また、今後の事業拡大を見据えて更なる人員確保や体制の強化を継続的に進めていく予定でありますが、それらの体制の構築が適時適切に対応できなかった場合、業務に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10)特定の取締役への依存について

当社の代表取締役である四宮浩二は、当社の創業者であり、会社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定やその実行において重要な役割を果たしております。当社においては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、当社の事業および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11)大株主との関係について

当社の株式の大多数を保有する株式会社エージェントホールディングス(以下、「同社」とします。)は、当社の創業者であり代表取締役である四宮浩二の個人資産管理会社であり、同社株式の全てを四宮浩二が保有し、かつ代表取締役を兼任しております。当社と同社との取引関係はなく、同社は当社の親会社には該当しないと認識しております。また、当社は経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等について独自に意思決定を行っており、大株主からの独立性は確保されております。しかしながら、今後、同社と当社との関係が変化し、当社経営の基本方針、役員の構成、陣容その他株主総会承認事項となる重要な政策等について、当社とエージェントホールディングスの間に意見の相違が生じ、当社の迅速な意思決定に遅れが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 JーAdviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「JーAdviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が JーAdviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との JーAdviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、JーAdviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも JーAdviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 JーAdviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<JーAdviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助 言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで JーAdviser 契約を解除することができるものと定められております。

1 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の 認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における 産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、 当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計 画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b)規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった 重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

3 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を 行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨 又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散 について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又

は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- 4 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則と して本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- 5 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYOPRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。) は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- 6 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

7 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

8 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

9 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」 又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が 記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- 10 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

11 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

12 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

- 13 完全子会社化
 - 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- 14 指定振替機関における取扱い
 - 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- 15 株主の権利の不当な制限
 - 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割 り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に 特定の者に割り当てておく場合を除く。)
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の 定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種 類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が 当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の 決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定 16 全部取得
 - 当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- 17 反社会的勢力の関与
 - 当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき
- 18 その他
 - 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日(2022年4月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、<u>1,671,589</u>千円となりました。主な内訳は、現金及び預金が 1,236,256 千円、 売掛金が 366,227 千円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、242,943 千円となりました。主な内訳は、有形固定資産が 40,830 千円、無形固定資産が 111,173 千円、敷金及び保証金が 68,320 千円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、1.130,878 千円となりました。主な内訳は、買掛金が 252,393 千円、未払費用 が 133,995 千円、前受金が 377,708 千円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、516,688 千円となりました。主な内訳は、長期借入金が 514,502 千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、266,965 千円となりました。主な内訳は利益剰余金が216,965 千円であります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4)経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5)キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りであります。

2022 年1月 31 日現在

当性に8377 公工 安な政権は、次の進步であります。 2022 年 1万 37 日 37						
事業所名	設備の		帳簿価額			
(所在地)	内容	建物 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
本社 他 (東京都渋谷区 他)	本社機能 営業所	6,393	47,019	7,133	60,547	93
大阪オフィス (大阪府大阪市)	営業所	4,574	1	1	4,574	26
名古屋オフィス (愛知県名古屋市)	営業所	2,270	-	-	2,270	15
福岡オフィス(福岡県福岡市)	営業所	3,532	-	-	3,532	23
広島オフィス (広島県広島市)	営業所	5,105	1	1	5,105	12
仙台オフィス (宮城県仙台市)	営業所	3,816	-	-	3,816	12
渋谷オフィス (東京都渋谷区)	営業所	7,847	_	155	8,003	23

⁽注)1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・無 額面の別及び 種類	発行可能株式 総数	未発行株式数	事業年度末現在 発行数 (2022 年1月 31 日)	公表日現在発 行数 (2022 年4月 28 日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100 株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	_	_

- (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3)【MSCB等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021 年2月1日~ 2022 年1月 31 日	_	5,000,000	1	50,000	1	_

(6)【所有者別状況】

2022 年1月 31 日現在

								202	2 T 1/1 01 H 201
	株式の状況(1単元の株式数 100 株)					単元未満			
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取	その他の	外国法	去人等	個人	÷Τ	株式の状況
	方公共団体	並附限制	引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)
株主数(人)	_	_	_	2	_	_	_	2	_
所有株式数	_	_	_	50.000		_	_	50.000	_
(単元)				30,000				30,000	_
所有株式数		_		100	-			100	_
の割合(%)				100	_			100	

(7)【大株主の状況】

2022年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社エージェントホールディングス (注)1	東京都目黒区大橋一丁目 5番1号	4,999,900	100.00
サンクスラボ株式会社 (注)1	沖縄県那覇市久米二丁目 3番 14 号	100	0.00
計	_	5,000,000	100.00

⁽注)1. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	I		_
議決権制限株式(自己株式等)	I		_
議決権制限株式(その他)	I		_
完全議決権株式(自己株式等)	1	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	_
単元未満株式	1	_	_
発行済株式総数	5,000,000		_
総株主の議決権	I	50,000	_

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

配当につきましては、事業拡大に向けた事業投資や財務体質の強化を行うと共に、配当性向30%を目安として、安定的かつ持続的に配当の実施に努めてまいります。内部留保資金につきましては、新事業拠点の開設等や新規事業領域への事業投資、長期運転資金の原資として有効活用していく予定です。

当連結会計年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

決議	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022 年4月 28 日 定時株主総会	52.250	10.45

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

(八世界として同の子水・大川			
回次	第 16 期	第 17 期	第 18 期
決 算 年 月	2020 年1月期	2021 年1月期	2022 年1月期
最高(円)	_	650	
最低(円)	_	650	_

- (注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
 - 2. 当社グループ株式は 2020 年4月 28 日付けで上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。
 - 3. 2020 年 4 月以降について売買実績がないため記載しておりません。

【最近6ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	2021 年8月	2021 年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022 年 1 月
最高(円)	_	_	_	-	_	_
最低(円)	_	_	_	_	_	_

(注)1. 2021 年8月から 2022 年1月までにおいては売買実績がないため記載しておりません。

5【役員の状況】

男性 5名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式 数(株)
代表 代表 取締役 役	表執行員	四宮 浩二	1979 年5月 23 日	2004 年4月 2018 年 10 月 2020 年4月	当社設立 代表取締役(現任) 当社執行役員 当社代表執行役員(現任)	(注)3	_
取締役 執	行役員	明石 健太郎	1983 年8月3日	2014 年7月	当社セールスソリューション事業部ゼネラ ルマネージャー	(注)3	_
取締役		正生 貴史	1975 年6月 12 日	2006年1月	アクセンチュア(株入社 (株)insprout 創業 同社取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	_
取締役		藤田 真裕	1984 年8月 17 日	2012年1月	(株)リクルートホールディングス入社 (株)リクルートグローバルインキュベーションパートナーCountryManager (株)ギフトモール創業 同社代表取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
監査役		鈴木 始	1982 年1月4日	2007年10 月 2012年3月 2012年10 月 2014年1月	(株ダブルゼロ入社 日本商業施設㈱入社 医療法人社団ふよう会入社 HITOWA ライフパートナー(株)入社 シェアリングテクノロジー(株)入社 同社取締役 (株オトバンク入社 同社常勤監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	_
		_			計		

- (注) 1. 取締役 正生貴史、藤田真裕は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 鈴木始は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役の任期は、2021年4月28日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
 - 4. 監査役 鈴木始の任期は、2020 年4月 29 日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
 - 5. 2022 年1月期における役員報酬の総額は 44,000 千円を支給しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会の「困った」を解決する事業を「All-Smile」という経営理念のもとに行っております。株主をはじめとする当社ステークホルダー(利害関係者)の皆様の「笑顔」を創り上げていくためにも、企業価値の持続的な向上が重要であると認識し、常にコーポレート・ガバナンスの強化に努め、法令順守と透明性の高い経営を実行してまいります。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要及びその採用理由

当社は、2018 年 10 月 23 日開催の臨時株主総会決議をもって、取締役会設置会社となりました。また同臨時株主総会にて社外取締役と監査役を選任しております。これにより多彩なキャリア、経験を有するメンバーが多面的な観点から合議により下した的確な意思決定を各取締役が迅速に業務執行する一方、当該意思決定や業務執行に対する監査役による適正な監査を可能とし、現状の事業内容・事業規模に応じたコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できる体制を構築しております。今後も事業の規模拡大や事業内容の変化に応じて適宜体制の見直しを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めてまいります。

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計4名から構成され、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会における経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため、豊富な知見・経験を有する社外取締役を選任しております。社外取締役との間で資本的関係その他特別の利害関係はありません。

取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を、社外取締役2名と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(監査役)

当社の経営の監査機能として監査役があり、監査役は代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。監査役は、取締役会に出席し、意見を述べること等によって、代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。社外監査役の鈴木始と当社には人的、資本的関係その他特別の利害関係はありません。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を、監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(執行役員)

当社の執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役の指示のもと、法令、定款、社内規程、取締役会決議等に従い、取締役会および各取締役から授権された範囲の「業務執行機能」を担い業務を遂行しております。

(事業企画会議)

事業企画会議は、毎週木曜日に開催され、業務執行取締役、執行役員で構成されており、当社の事業活動の推進・管理・統制、各部門の横断的総合調整等、円滑な事業運営に関して審議し、適正な実行を推進する機関としております。

(内部監査)

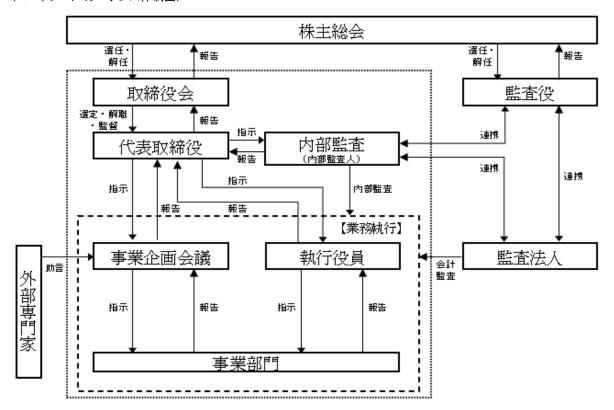
当社は、内部監査の専任部署は設置しておりませんが、代表取締役から任命された内部監査人が内部監査を実施しており、 現在は法務部、及び人事戦略部よりそれぞれ1名を配置しております。事業年度毎に内部監査計画を策定し、被監査部門から 独立した部門に属する内部監査担当者が、業務及び制度運用について法令・社内諸規程に基づき適正に行われているかを監 査しております。また内部監査実施毎に監査役や監査法人への内容報告、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役や監査 法人と常に連携を保ち、監査機能の強化の一端を担っております。

(会計監査)

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏と服部悦久氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士2名であります。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

④リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてコーポレート部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤自己株式の取得

当社は、自己株式の所得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第 165 条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑥中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております

⑦取締役の選任

当社の取締役の員数は 10 名以内としており、その選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧役員報酬の内容

	報酬等の総額	報酬等	等の種類別の総額(千円)	対象となる役員
役員区分	(千円)	基本報酬	賞与	ストックオプショ ン	の員数(人)
取締役(社外取締役を除く)	38,800	38,800	_	_	2
監査役(社外監査役を除く)	_	_	_	_	_
社外役員	5,200	5,200	_	_	3

(2)【監査報酬の内容等】

1 【監査法人に対する報酬の内容】

	当連結会計年度				
区分	監査証明業務に	非監査業務に			
	基づく報酬(円)	基づく報酬(円)			
発行者	9,600,000	_			
連結子会社		_			
計	9,600,000	_			

②【その他重要な報酬の内容】 該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、適切に決定しております。

第6【経理の状況】

- 1. 連結財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2021 年2月1日から 2022 年1月 31 日まで)の連結財務諸表について、有限責任大有監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位:千円)

当連結会計年度 (2022 年1月 31 日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1 226 256
売掛金 売掛金	1,236,256
元) (本) (本)	<u>366,227</u> 2,136
短期貸付金	
をの他	35,000
	41,154
貸倒引当金	<u> </u>
流動資産合計	<u>1,671,589</u>
固定資産	
有形固定資産	
建物	47,019
その他	16,406
減価償却累計額	△ 22,594
有形固定資産合計	40,830
無形固定資産	
ソフトウェア	47,019
ソフトウェア仮勘定	64,153
無形固定資産合計	111,173
投資その他の資産	
投資有価証券	※ 6,074
敷金及び保証金	68,320
繰延税金資産	<u>13,494</u>
その他	8,980
貸倒引当金	Δ5,930
投資その他の資産合計	90,939
固定資産合計	242,943
資産合計	<u>1,914,532</u>

当連結会計年度 (2022 年1月 31 日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	252,393
短期借入金	39,167
1 年内返済予定の長期借入金	102,192
未払費用	133,995
未払法人税等	80,513
未払消費税等	86,277
前受金	377,708
役員賞与引当金	10,316
解約調整引当金	<u>3,943</u>
その他	44,371
流動負債合計	<u>1,130,878</u>
固定負債	
長期借入金	514,502
その他	2,186
固定負債合計	516,688
負債合計	1,647,567
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
利益剰余金	<u>216,965</u>
株主資本合計	266,965
純資産合計	<u>266,965</u>
負債純資産合計	1,914,532

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

売上高	<u>4,957,762</u>
売上原価	3,626,239
売上総利益	<u>1,331,522</u>
販売費及び一般管理費	<u> 1,126,516</u>
営業利益	205,005
営業外収益	
受取利息	39
助成金収入	6,636
開発支援金	11,457
その他	2,769
営業外収益合計	20,901
営業外費用	
支払利息	4,243
長期前払費用償却	1,094
その他	771
営業外費用合計	6,109
経常利益	219,797
税金等調整前当期純利益	219,797
法人税、住民税及び事業税	86,261
法人税等調整額	Δ <u>10,160</u>
法人税等合計	76,101
当期純利益	143,696
親会社株主に帰属する当期純利益	143,696

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

当期純利益	143,696
包括利益	143,696
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	143,696
非支配株主に係る包括利益	-

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

(単位:千円)

(辛四.111)				
	株主資本			
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	50,000	74,869	124,869	124,869
当期変動額				
剰余金の配当		Δ 1,600	△ 1,600	△ 1,600
親会社株主に帰属する 当期純利益		<u>143,696</u>	<u>143,696</u>	143,696
当期変動額合計	1	142,096	142,096	142,096
当期末残高	50,000	216,965	<u>266,965</u>	<u>266,965</u>

当連結会計年度 (自 2021 年2月1日 至 2022 年1月31 日)

	至 2022 年1月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	<u>219,797</u>
減価償却費	19,235
貸倒引当金の増減額(△は減少)	<u>11,209</u>
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	10,316
解約調整引当金の増減額(△は減少)	<u>△ 2,569</u>
受取利息	△ 39
支払利息	4,243
売上債権の増減額(△は増加)	<u>7,225</u>
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 2,136
仕入債務の増減額(△は減少)	121,007
未払費用の増減額(△は減少)	△ 23,274
未払消費税等の増減額(△は減少)	△ <u>32,156</u>
前受金の増減額(△は減少)	94,286
その他	△ <u>7,445</u>
小計	419,700
利息の受取額	8
利息の支払額	△ 4,125
法人税等の支払額	△ 6,410
営業活動によるキャッシュ・フロー	409,173
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,277
無形固定資産の取得による支出	△ 71,007
短期貸付けによる支出	△ 35,000
敷金及び保証金の差入による支出	△ 3,367
敷金及び保証金の回収による収入	5,969
その他	△ 1,271
投資活動によるキャッシュ・フロー	 △ 109,954
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	39,167
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△ 158,161
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 1,005
配当金の支払額	Δ 1,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,400
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	327,619
現金及び現金同等物の期首残高	908,636
現金及び現金同等物の期末残高	× 1,236,256

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

anyenv 株式会社

当社は、新設分割により anyenv 株式会社を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

AGTECHPRO Pvt Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
 - a 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

b その他有価証券

時価のないものは、移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

- (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8~22年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (3)重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③解約調整引当金

個人顧客向けの通信商材の解約時に発生するインセンティブ収入の戻入に備えるため、また、人材紹介における解約による損失に備えるため、当連結会計年度の売上に対応する解約見込額を計上しております。

(4)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通過への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

解約調整引当金

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した額

(単位:千円)

	(+ ±. 1]/
	当連結会計年度
解約調整引当金	3,943

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を解約調整引当金として計上しております。

具体的には、一定期間の戻入条件が付帯する売上高に短期解約実積率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

②主要な仮定

過去の短期解約実積率は将来の短期解約実積率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実積率を用いて解約調整引当 金を計算しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

解約調整引当金の算定基礎である短期解約実積率は過去の実積率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約 実積率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた解約調整引当金の額と実際の受取手数料の返金額に乖離が生じ、翌連 結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与えることになります。

(未適用の会計基準等)

- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019 年7月4日)
- 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- •「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点では未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年3月 31 日)を当連結会計年度の年度末に係る連結 財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響で不透明な状況が続いておりますが、プロダクション事業領域において大型のプロモーション 案件や公共案件の受注が順調に進捗しており、今後も引き続き好調に推移することが見込まれます。キャリア・パートナー事業領域においても、現時点では新型コロナウイルスの影響は軽微であり、売上の拡大を見込んでおります。これらの状況を踏まえて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに反映しております。ただし、今後の状況の変化や経済への影響によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

当連結会計年度 (2022 年1月 31 日)	
	3,775 千円

当連結会計年度

(連結損益計算書関係)

投資有価証券

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	(自 2021年2月1日	
	至 2022 年1月 31 日)	
役員報酬	53,000 千円	
給料手当	588,070 千円	
法定福利費	98,935 千円	
厚生費	8,580 千円	
減価償却費	19,235 千円	
旅費交通費	32,448 千円	
地代家賃	91,352 千円	
貸倒引当金繰入額	<u>12,199</u> 千円	
役員賞与引当金繰入額	10,316 千円	

(株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,000,000	_		5,000,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年4月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,600	0.32	2021年1月31日	2021 年4月 30 日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年4月 28 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	52,250	10.45	2022年1月31日	2022 年4月 28 日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度

(自 2021年2月1日至 2022年1月31日)

現金及び預金勘定	1,236,256 千円
現金及び現金同等物	1,236,256 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当連結会計年度 (2022 年 1 月 31 日)
1 年内	9,283
1 年超	10,386
合計	19,669

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取引先の財務状況等を把握することで管理しております。敷金は事務所等に関わる賃貸借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されておりますが、相手先の信用力等を考慮し、必要な相手先については、賃貸借契約時に財務状況等を把握することで管理しております。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後8年であります。このうちの一部は変動金利による資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法で管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注)2. 参照)。

当連結会計年度(2022年1月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金及び預金	1,236,256	1,236,256	_
(2)売掛金	<u>366,227</u>	<u>366,227</u>	_
(3)短期貸付金	35,000	35,000	_
(4)敷金及び保証金	68,320	63,714	△4,605
資産計	1,705,803	<u>1,701,197</u>	△4,605
(1)買掛金	252,393	252,393	-
(2)短期借入金	39,167	39,167	_
(3)長期借入金(1年内返済	616,694	616,412	△281
予定の長期借入金を含			
む)			
負債計	908,254	907,973	△281

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

<u>資産</u>

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)短期貸付金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

時価の算定については、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

<u>負債</u>

(1)買掛金、(2)短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	(+1:11)
区分	当連結会計年度 (2022 年 1 月 31 日)
非上場株式	2,299
子会社株式	3,775

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難 と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10 年以内	10 年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	1,236,256	I	_	_
売掛金	<u>366,227</u>	-	_	_
短期貸付金	35,000	_	_	_

[※]敷金につきましては、満期が定められておらず償還予定額が不明のため記載しておりません。

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内	1年超2年以内		3年超4年以内	4年超5年以内	5 年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
短期借入金	39,167	_	_	_	_	_
長期借入金	102,192	122,196	94,582	56,293	47,916	193,515
合計	141,359	122,196	94,582	56,293	47,916	193,515

(有価証券関係)

その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,299 千円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度 (2022年1月31日) 繰延税金資産 解約調整引当金 1,364 千円 3,010 千円 資産除去債務 未払事業税 8,317 千円 貸倒引当金 <u>4,212</u>千円 賞与引当金 3,568 千円 未払事業所税 684 千円 その他 924 千円 税務上の繰越欠損金(注) 2,127 千円 繰延税金資産小計 24,208 千円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) △2,127 千円 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △8,586 千円 評価性引当額小計 △10,714 千円 繰延税金資産合計 13,494 千円 繰延税金資産の純額 13,494 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金		-	_	-	-	2,127	2,127 千円
評価性引当額		_	_	_	_	△2,127	△2,127 ″
繰延税金資産		_	_	_	_	-	_

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の5以下であるため、注 記を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において当社のソフトウェアの受託・開発事業に関する権利義務を新設分割により設立する会社に承継させることを決議し、2021年2月1日付けで会社分割をいたしました。

1. 取引の概要

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容

ソフトウェアの受託・開発事業、オフショア開発ラボ事業

(2)会社分割日

2021年2月1日

(3)会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立する anyenv 株式会社を新設会社とする単独新設分割であります。 なお、本新設分割は、会社法第 805 条に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ることなく行いました。

(4)分割後企業の名称

anyenv 株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

ソフトウェアの受託・開発事業の更なるサービス拡大を目的として実施したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年1月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年1月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借 契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額 を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」がありますが、「総合人材サービス事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を 省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	1,132,592	総合人材サービス事業
グーグル合同会社	663,254	総合人材サービス事業
株式会社博報堂	607,152	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1. 関連当事者との取引
- (1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - ① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等該当事項はありません。
 - ② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	四宮	-	_	当社 代表取締役	(被所有) 0.0	_	資金の 貸付	35,000	短期 貸付金	35,000

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付の金利条件は、市場金利を勘案し、両者の協議により決定しております。

- (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報 該当事項はありません。
- (2)重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)
1株当たり純資産額	<u>53</u> 円 <u>39</u> 銭
1株当たり当期純利益	<u>28</u> 円 <u>74</u> 銭

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021 年2月1日 至 2022 年1月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	143,696
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	<u>143,696</u>
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		39,167	0.88	_
1年以内に返済予定の長期借入金	128,992	102,192	0.72	_
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	495,863	514,502	0.82	2024~2031 年
合計	624,855	655,861	_	_

⁽注)1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	122,196	94,582	56,293	47,916

【資産除去債務明細】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の費用の負担に属する金額を費用計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
株式の名義書換	
取扱場所	_
株主名簿管理人	_
取次所	
名義書換手数料	_
新券交付手数料	_
単元未満株式の買取り(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
To Mark	
取次所	ー サナの主要のそだになりも数似わりない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めて おります。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

株式会社エージェント 取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鴨田 真一郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 服部 悦久

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの 2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージェント及び連結子会社の 2022 年 1 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

発行者情報の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して 2022 年 4 月 28 日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬 により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示してい るかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以 上